

# オフショア・ストラテジー・ファンド – NKプレミアムCATボンド・ファンド

米ドルクラス/円(ヘッジあり)クラス

ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託

## ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

- 本書が対象とするファンドのクラス証券は、米ドルクラス証券と円(ヘッジあり)クラス証券(以下「ファンド証券」ということがあります。)です。
- オフショア・ストラテジー・ファンド–NKプレミアムCATボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。
- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンド証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月30日に関東財務局長に提出し、2023年12月1日にその届出の効力が生じています。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しています。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。

## 重要事項

ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、主として自然災害を対象リスクとしたCATボンドへの投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きやイベントの発生、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により、ファンドの1口当たり純資産価格は大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、米ドルクラス証券は、受益証券1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には、為替相場の影響を受け投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

また、ファンドのご購入・ご換金が可能な日は限定されており、原則として特定日のみ受け付けております。また、事前のお申込みも必要です。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「自然災害・事故発生リスク」「特定の地域の集中投資リスク」「モデリング会社による自然災害リスク量変更に伴う価格変動リスク」「流動性リスク」「債券の価格変動リスク」「早期償還リスクおよび信用リスク」「為替変動リスク」「外貨建てクラスの為替リスク」「マスター・ファンドを通じた投資に関するリスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■管理会社は・・・  
インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

■投資運用会社は・・・  
フランクリン・templton・ジャパン株式会社

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは・・・

 SMBC日興証券

補完書面掲載版

# ファンド<sup>(注)</sup>の関係法人

管理会社	<p><b>インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド</b>            ファンド資産の管理、受益証券の発行・買戻しを行います。            1974年8月30日にケイマン諸島において設立されました。            資本金は、50,000米ドル(約709万円)(2023年12月末日現在)です。            (注)米ドルの円貨換算は、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=141.83円)によります。            2023年12月末日現在、3本のケイマン籍オープン・エンド型契約型投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は約146,042,000米ドル(約207億1,314万円)です。</p>
投資運用会社	<p><b>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社</b>            投資運用業務を行います。</p>
受託会社	<p><b>G.A.S.(ケイマン)リミテッド</b>            ファンドの受託業務を行います。</p>
保管会社	<p><b>三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店</b>            ファンドの資産の保管業務を行います。</p>
管理事務代行会社	<p><b>エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド</b>            ファンドの管理事務代行業務を行います。</p>
投資助言会社	<p><b>K2/D&amp;Sマネジメント・コー・エル・エル・シー</b>            投資運用会社に対して投資助言を提供する業務を行います。            (注)投資運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、2023年11月30日付で、K2/D&amp;Sマネジメント・コー・エル・エル・シーと投資助言契約を締結しました。</p>
代行協会員/ 日本における販売会社	<p><b>SMBC日興証券株式会社</b>            日本における代行協会員業務およびファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱いに関する業務を行います。</p>

(注)NKプレミアムCATボンド・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるオフショア・ストラテジー・ファンド(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。本書中で用いるその他の用語の定義につきましては投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

米ドルクラスの受益証券を「米ドル証券」または単に「米ドルクラス」と、円(ヘッジあり)クラスの受益証券を「円(ヘッジあり)証券」または単に「円(ヘッジあり)クラス」と表記することがあります。

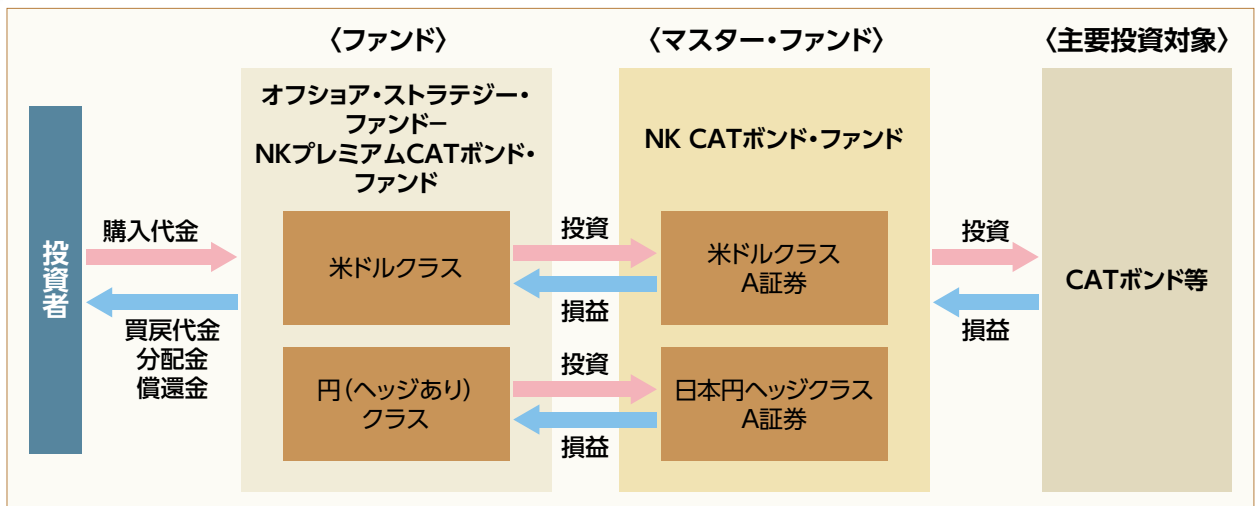
# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドの投資目的は、保険リンク証券(いわゆるCATボンド)のパフォーマンスのエクスポージャーを取ることにより、リスク調整後絶対リターンを達成することです。ファンドは、ケイマン諸島の会社法の下で設立された有限責任の免税会社であるNK CATボンド・ファンド(以下「マスター・ファンド」といいます。)に投資することにより、この投資目的の達成を目指します。したがって、ファンドはマスター・ファンドに対するフィーダー・ファンドの役割を果たし、ファンド資産の実質的にすべてがマスター・ファンドに投資されます。

## ファンドの特色

- 1** 当ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、保険リンク証券(いわゆるCATボンド)の投資からリスク調整後の絶対リターンを達成することを目指します。
  - CATボンドとは、一般に特定の災害事由が発生しないことを条件として、元本の返済および利息の支払がなされる債券です。
  - 主に自然災害を対象リスクとしたCATボンドに投資します。
  - マスター・ファンドの純資産価額の10%を上限として、その他生命保険および損害保険に関連するリスクを対象リスクとしたCATボンドに投資する場合があります。
  - 地域は、日本以外の地域を対象にしています。
- 2** 当ファンドの投資運用会社であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社(以下「FT社」といいます。)は、マスター・ファンドの選定、マスター・ファンドへの投資、運用のモニタリング、リスク管理、レポート等を行います。
  - マスター・ファンドの投資運用会社は、CATボンドを含む保険リンク証券投資の専門運用会社である、リーデンホール・キャピタル・パートナーズ・エルエルピー(以下「リーデンホール社」といいます。)です。
- 3** ファンド通貨は、米ドル建てと日本円建ての2つのクラスをご用意しています。分配金は年1回を予定しています。
  - 米ドルクラス、円(ヘッジあり)クラスは、それぞれ、マスター・ファンドの米ドルクラスA証券、日本円ヘッジクラスA証券を投資先とします。マスター・ファンドは、基準通貨である米ドル以外の通貨建ての資産に投資する場合は米ドルに為替ヘッジします。日本円ヘッジクラスA証券は、原則としてマスター・ファンドの基準通貨である米ドルに対して為替ヘッジを行います。
  - 各クラスは、原則として年1回(11月)、収益の分配方針に基づき分配を行います。
  - 各クラスの買付けまたは買戻しは、通常月2回(第1週と第3週の評価日付)です。
  - 各クラスの買付けまたは買戻しは、事前のお申込み(7営業日前)が必要です。
- 4** ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有しています。



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資対象

米ドルクラスは、マスター・ファンドの米ドルクラスA証券に投資を行います。

円(ヘッジあり)クラスは、マスター・ファンドの日本円ヘッジクラスA証券に投資を行います。

マスター・ファンドは、主に地震、熱帯低気圧、ハリケーン、竜巻、洪水その他の自然または天候に関連する特定の災害事由が発生しないことを条件として、元本の返済および利息の支払いがなされるCATボンドに投資を行います。

## 主な投資制限

ファンドに適用される主な投資制限は以下のとおりです。詳細は投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。ファンドの総資産の50%超は、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除きます。)に投資されます。

また、管理会社または投資運用会社は、ファンドのために以下の投資制限に従います。

- ① 投資会社でない単一の会社につき、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される、議決権が付与されている当該会社の株式の総数が、当該会社の株式を取得することにより、議決権が付与されている当該会社のすべての発行済み株式の総数の50%を超える場合、当該会社の株式を取得することができません。
- ② 私募株式、非上場株式または不動産その他の非上場であるか、または、即時に換金できない投資対象について、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合、ファンドはかかる投資対象を取得することができません。ただし、当該投資対象の評価方法が投資信託説明書(請求目論見書)で明示的に開示され、かつ、かかる投資対象の価格の透明性を確保するための適切な措置を講じている場合、かかる制限は、投資対象の取得を妨げないものとします。
- ③ 管理会社または投資運用会社もしくはそれらの取締役を相手方として取引することができません。
- ④ 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含むが、これに限られません。)を行いません。
- ⑤ 有価証券を空売りすることができません。
- ⑥ ファンドの純資産価額の10%を超えて借入れを行ってはなりません。ただし、合併等の特別な緊急事態の場合は一時的に(いかなる場合も12か月を超えることなく)、10%を超過することができます。
- ⑦ ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引またはその他類似の取引(差金決済されない通貨先渡取引を除きます。)を行うことができます。投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他類似の取引(差金決済されない通貨先渡取引を除きます。)の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように運用し管理します(いわゆる簡便法)。
- ⑧ 単一の発行体の株式または投資信託受益証券(マスター・ファンドを除きます。)の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合、当該株式または当該受益証券を保有することはできません(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会規則にしたがって算出されます。)
- ⑨ デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーまたはデリバティブ取引の原資産の発行体に対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合、当該単一のカウンターパーティーまたは発行体に対してデリバティブのポジションを保有することはできません(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会規則にしたがって算出されます。)(注: デリバティブ取引に基づく取引相手方の債務に担保が付されている場合または証拠金が預託されている場合、当該担保または証拠金の公正な価格を差し引くことができます。)
- ⑩ 単一の者によって発行され、組成され、または、負担される(i)有価証券(上記⑧に記載される株式または受益証券を除きます。)(ii)金銭債権(上記⑨に記載されるデリバティブを除きます。)(iii)匿名組合出資持分(以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。)の価額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、それらの有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有することはできません(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会規則にしたがって算出されます。)(注: 担保付の取引の場合には当該担保の公正な価額、トラストが当該者に対して債務を負っている場合には当該債務額を差し引くことができます。)
- ⑪ 単一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計でファンドの純資産総額の20%を超える場合、当該単一の者において、または、当該単一の者に対してポジションを保有することはできません。

# ファンドの目的・特色

## 分配方針

ファンドの現在の分配方針は、各分配基準日(毎年11月の第2金曜日(当該日が営業日でない場合は、翌営業日))後に、各クラスの受益証券に関して毎年分配を行うことです。管理会社は、各クラスの受益証券に関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額(もしあれば)(以下「分配額」といいます。)の分配を宣言し、その支払いを手配することができます。

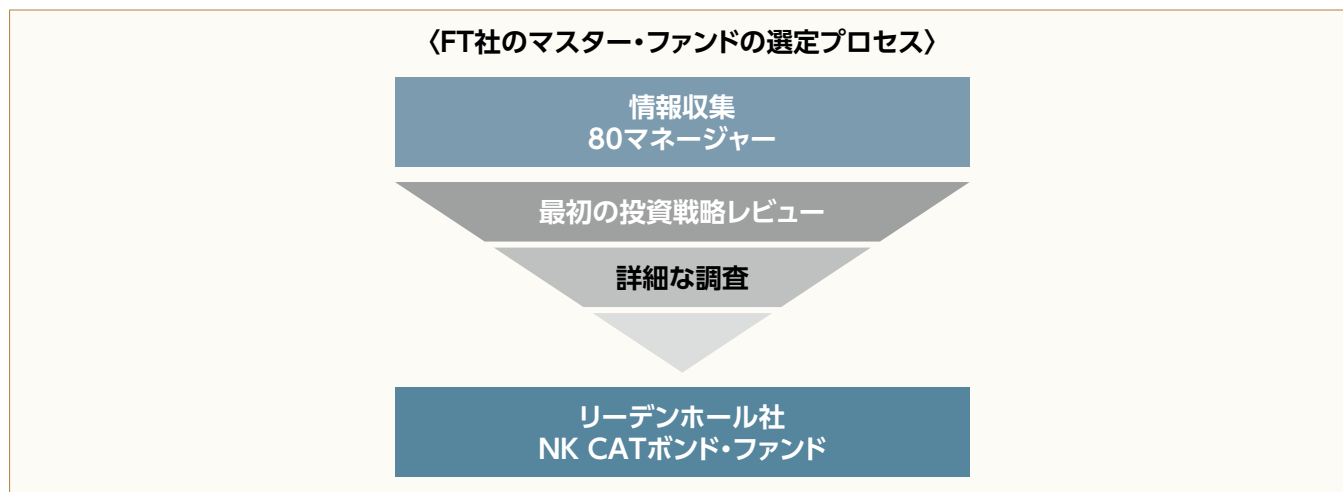
分配額の支払いは、適用ある分配支払日(分配基準日の翌評価日を分配落ち日とし、分配落ち日の後5営業日目の日をいいます。)にすべて現金で行われます。日本においては、通常、分配支払日の日本における2営業日後に支払われます。宣言された分配額の支払いは、適用ある分配基準日または管理会社が随時定めるその他の日の時点においてファンドの受益者名簿にその名義で関連するクラスの受益証券が登録されている者(または関連する受益証券が複数の所有者の名義で登録されている場合は、受益者の名簿に最初に氏名が記入されている所有者)に対して行うことができます。関連する分配落ち日の後、関連する分配金が受益者に支払われる前に到来する買付日および買戻日に行われる受益証券の申込みおよび買戻しに関して支払われる申込金額および受領される買戻価格には、分配予定であるが未分配の分配金は含まれません。

ただし、分配金が支払われるとの保証はなく、分配金が支払われた場合であっても、将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、以前の分配金と同額が支払われるとの保証はありません。

## 運用体制<sup>(注)</sup>

投資運用会社では、運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

投資運用会社であるFT社は保険戦略の運用を行っている80の運用会社の中から、運用スキル、組織の安定性、ガバナンス体制を十分に検討し、ファンドの投資目的等に合致した運用の提供が可能な投資先としてリーデンホール社が運用するNK CATボンド・ファンドを選定しました。



FT社は、顧客の資金フローの状況、CATボンドの市場動向などにに基づき、マスター・ファンドへの投資割合を決定します。

(注) 2023年10月現在の記載であり、変更される可能性があります。

# 投資リスク

## 主なリスク要因

ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、主として自然災害を対象リスクとしたCATボンドへの投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きやイベントの発生、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により、ファンドの1口当たり純資産価格は大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、米ドルクラス証券は、受益証券1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には、為替相場の影響を受け投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

## ファンドのリスク

### 自然災害・事故発生リスク

一定条件を満たした自然災害・事故等の発生により、CATボンドの元利金の一部または全部が毀損する可能性があります。一般に、元利金の一部または全部が毀損する確率は低いと考えられるものの、一定の条件を満たす事象が起きた場合、損失額が大きくなり、CATボンドの価格が大きく下がることがあり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### 特定の地域の集中投資リスク

CATボンド市場は、一般に特定の地域の特定の災害リスクへの集中がみられ、重要な集中は米国のハリケーン、欧州の暴風、米国の地震およびパンデミックであると予想されます。したがって、これらの災害が起きた場合にはCATボンドの価格が大きく下がることがあり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### モデリング会社による自然災害リスク量変更に伴う価格変動リスク

CATボンドが対象とする自然災害が発生する確率をモデリング会社が数値化していますが、過去の自然災害のデータの解析や学術的な見解の変更により、モデリング会社がリスク量を再計算する場合は、CATボンドの価格が下落することがあり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### 流動性リスク

CATボンドの流通市場では数多くの機関投資家が積極的にCATボンドの取引を行っていますが、CATボンドは流動性が低く、CATボンドの購入または売却に時間がかかる場合があります。流動性が極度に低下する例として、上陸前のハリケーンまたは台風の影響を受ける可能性のあるCATボンドなどがあります。買い手が見つからない場合、取引価格が大きく下落する可能性があり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### 債券の価格変動リスク

CATボンドは、自然災害等の発生リスクを起因とする金融商品のため、市場金利や政治、経済、社会情勢等の影響は受けにくい性質を持っていますが、間接的に影響を受け、CATボンドの価格が下落する場合があります。ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### 早期償還リスクおよび信用リスク

保険会社や取引の相手方(カウンターパーティー)の倒産により、CATボンドは早期償還される場合があります。また、発行体の債務不履行により元利金の支払いが滞る場合があります。

### 為替変動リスク

受益証券については、為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に抑制することができず、為替相場の不利な変化によってファンドの1口当たり純資産価格が下落することがあります。

# 投資リスク

## 外貨建てクラスの為替リスク

米ドル建クラスは、外貨建てですので、日本円で投資する場合、米ドル建クラスにおける為替変動リスクの他に、為替レートの変動により損失を被ることがあります。その結果として外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。

## マスター・ファンドを通じた投資に関するリスク

ファンドは、実質的に全ての資産をマスター・ファンドに投資するため、マスター・ファンドの投資目的の達成、投資リターンの実現、継続的な利用可能性等に依存します。また、ファンドは、マスター・ファンドに関する費用も間接的に負担します。

※1口当たり純資産価格の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクに対する管理体制<sup>(注)</sup>

投資運用会社において、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

(注)2023年10月現在の記載であり、変更される可能性があります。

# 投資リスク

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

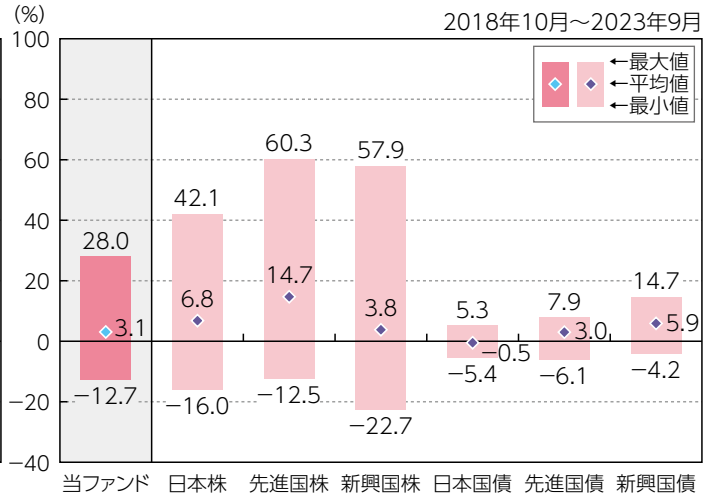
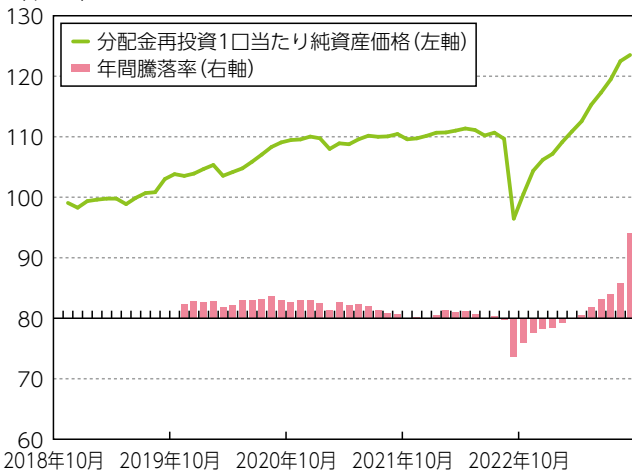
### ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2018年10月～2023年9月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2018年11月15日に運用を開始したため、2018年11月14日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

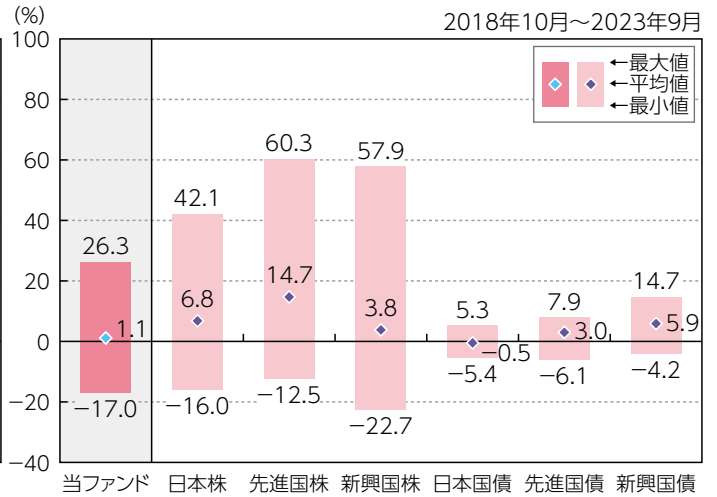
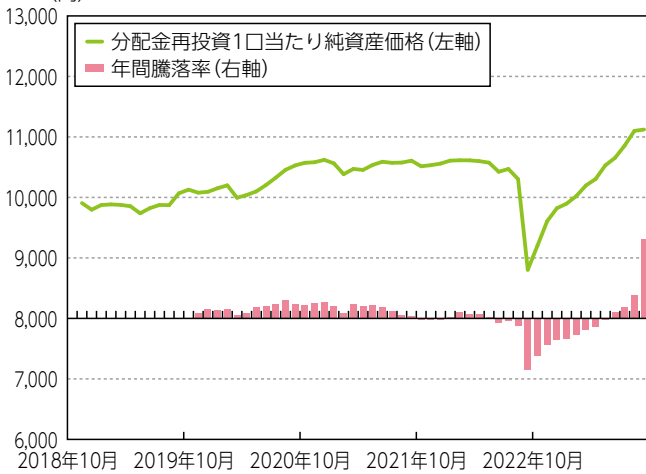
### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンド(各クラスの表示通貨ベース)と他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(米ドル) <米ドルクラス>



(円) <円(ヘッジあり)クラス>



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。



# 投資リスク

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2018年11月15日の1口当たり純資産価格を起点として、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドの米ドルクラスの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日 本 株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株……………S&P新興国総合指数

日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

# 追加的記載事項

## マスター・ファンドの概要

名称	NK CATボンド・ファンド
形態	ケイマン諸島の会社法の下で設立された有限責任の免税会社
マスター・ファンド投資運用会社	リーデンホール・キャピタル・パートナーズ・エルエルピー
マスター・ファンド管理事務代行会社	エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド
マスター・ファンド保管会社	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

## マスター・ファンドの投資目的および投資方針

マスター・ファンドは、ケイマン諸島の会社法の下でケイマン諸島において設立された有限責任の免税会社です。マスター・ファンドの投資目的は、CATボンドに投資することにより、リスク調整後絶対リターンを達成することです。マスター・ファンドは、主として自然災害事由ならびにその他の生命保険および損害保険に関連するリスク(生命保険、自動車保険、オペレーショナル・リスク、海上および航空、ならびにサイバー・リスクを含むが、これらに限られません。)のエクスポージャーを取るCATボンドのグローバル・ポートフォリオに投資することにより、投資目的の達成を目指します。CATボンドとは、地震、熱帯低気圧、ハリケーン、竜巻、洪水その他の自然または天候に関連する特定の災害事由が発生しないことを条件として、元本の返済および利息の支払がなされる債券です。

## マスター・ファンドの運用体制およびリスク管理体制<sup>(注)</sup>

### (イ) マスター・ファンドの運用体制

マスター・ファンドの運用については、世界有数の保険関連戦略運用会社であるリーデンホール社が行います。同社は本社をロンドンにおき、運用資産は約48億米ドル(2023年8月時点)です。マスター・ファンドの運用はCIOのもとにノン・ライフ・ポートフォリオ運用のチームが担当します。

運用チームは目標リターン、期待損失、投資対象制限などの運用ガイドラインに基づき、かつ地域およびペリル(災害リスク)の分散を考慮したポートフォリオを構築するため、投資対象であるCATボンドのユニバースの分析を行います。その後、全体のポートフォリオのリスク分析を行い、リスク基準の範囲内で目標リターンの達成が可能かの確認を行います。

### (ロ) マスター・ファンドのリスク管理体制

マスター・ファンドの運用会社であるリーデンホール社は独立したリスク管理の責任者をおいています。リスク管理の責任者はリーデンホール社の会長に直接レポートする体制にあり、リスク管理プロセスの独立性が保たれています。リスク管理の責任者は、マスター・ファンドについて定められたガイドラインの適合状況のモニタリングを行います。

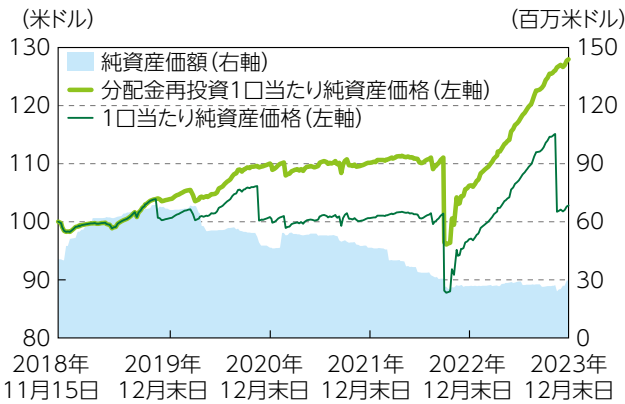
(注) 2023年10月現在の記載であり、変更される可能性があります。

# 運用実績

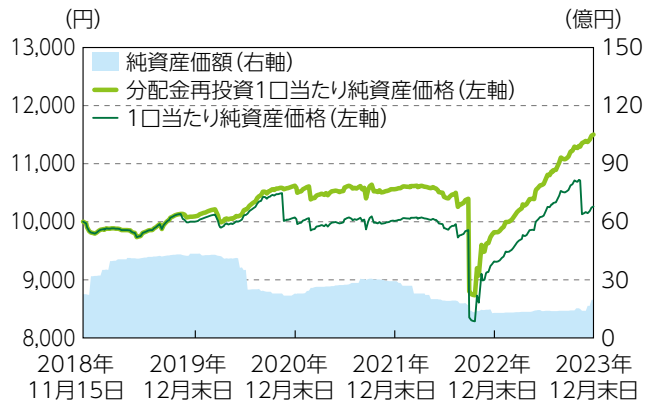
## 純資産の推移

(2018年11月15日(運用開始日)～2023年12月末日)

米ドルクラス



円(ヘッジあり)クラス



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を各クラスに再投資したとみなして算出したものです。

## 分配の推移

	1口当たり分配金(税引前)	
	米ドルクラス	円(ヘッジあり)クラス
第1会計年度(2018年11月15日～2019年5月末日)	0.00米ドル	0円
第2会計年度(2019年6月1日～2020年5月末日)	3.30米ドル	90円
第3会計年度(2020年6月1日～2021年5月末日)	5.70米ドル	450円
第4会計年度(2021年6月1日～2022年5月末日)	0.30米ドル	0円
第5会計年度(2022年6月1日～2023年5月末日)	0.00米ドル	0円
直近1年間累計(2023年1月1日～2023年12月末日)	13.90米ドル	640円
設定来累計(2018年11月15日～2023年12月末日)	23.20米ドル	1,180円

## 投資有価証券の主要銘柄

ファンドの投資資産

(2023年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	投資比率(%)
NK CATボンド・ファンド	米ドルクラスA証券	投資法人	63.99
	日本円ヘッジクラスA証券		34.71

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

マスター・ファンドの投資資産

<上位10銘柄>

(2023年12月末日現在)

順位	銘柄	発行地/発行体	種類	利率(%)	償還日(年/月/日)	投資比率(%)
1	FLOODSMART RE LTD FRN 25FEB25	バミューダ	変動利付債	17.202742	2025/02/25	3.42
2	URSA RE II LTD FRN 06DEC24	バミューダ	変動利付債	11.541341	2024/12/06	3.38
3	EVERGLADES RE II LTD FRN 14MAY24	バミューダ	変動利付債	13.002410	2024/05/14	2.97
4	MONA LISA RE LTD FRN 08JUL25	バミューダ	変動利付債	12.463133	2025/07/08	2.90
5	FIRST COAST RE III PTE FRN 07APR25	バミューダ	変動利付債	11.351341	2025/04/07	2.82
6	MYSTIC RE IV LTD FRN 08JAN27	バミューダ	変動利付債	17.370920	2027/01/08	2.75
7	VISTA RE LTD FRN 21MAY24	バミューダ	変動利付債	12.132390	2024/05/21	2.64
8	2001 CAT RE LTD FRN 08JAN27	バミューダ	変動利付債	17.882390	2027/01/08	2.59
9	MYSTIC RE IV LTD FRN 08JAN25	バミューダ	変動利付債	17.000000	2025/01/08	2.53
10	FLOODSMART RE LTD FRN 01MAR24	バミューダ	変動利付債	18.955353	2024/03/01	2.34

(注1) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

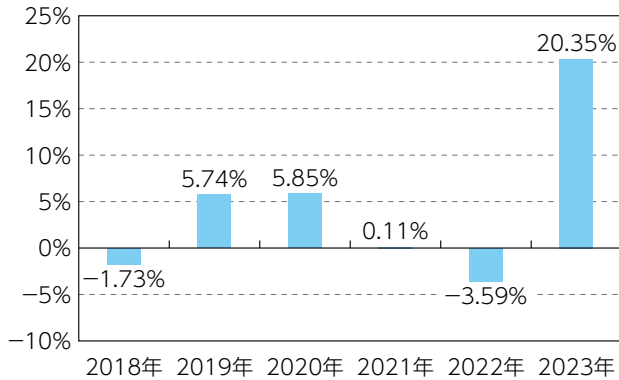
(注2) 管理事務代行会社から提供されたデータを記載しています。

(注3) 銘柄中の日付および償還日は、予定償還日です。

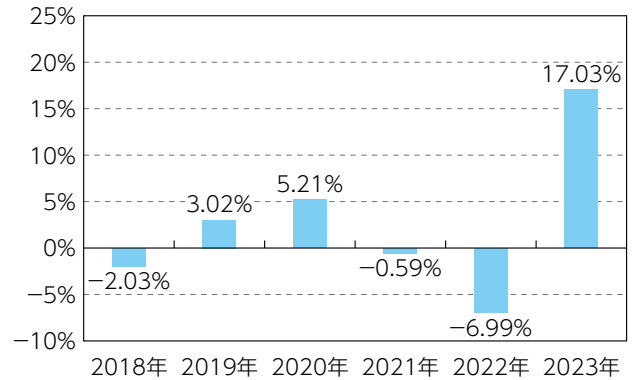
# 運用実績

## 収益率の推移

米ドルクラス



円(ヘッジあり)クラス



(注1) ファンドにはベンチマークはありません。

(注2) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ただし、2018年については、1口当たり当初発行価格(米ドルクラスは100.00米ドル、円(ヘッジあり)クラスは10,000円)

(注3) 2018年については2018年11月15日(運用開始日)から同年末日までの収益率となります。

## 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

ご購入の申込期間	2023年12月1日(金曜日)から2024年11月29日(金曜日)まで (注1)ファンドは、米国の市民、居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所を有する方(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の実住居会社を除きます。)に該当しない方に限り、申込みを行うことができます。 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(お申込)単位	米ドルクラス: 100口以上10口単位 円(ヘッジあり)クラス: 100口以上10口単位
ご購入(お申込)価格	米ドルクラス: 買付日付の受益証券1口当たり純資産価格 円(ヘッジあり)クラス: 買付日付の受益証券1口当たり純資産価格 (通常、関連する買付日の日本における3営業日後に公表されます。) (注)「買付日」とは、各暦月の第1および第3評価日および/または管理会社が随時定めるその他の日をいいます。 「評価日」とは、毎週金曜日(当該日が営業日でない場合は直後の営業日)および毎暦月の最終暦日(当該日が営業日でない場合は直前の営業日)および/または管理会社が随時定めるその他の日をいいます。ただし、月の最終暦日が金曜日であって、営業日でない場合、当該月の最終暦日の直前の営業日を評価日とします。 「営業日」とは、(a) ロンドン、ニューヨーク、ダブリンおよび日本における銀行営業日(土曜日および日曜日を除く)および/または(b) 管理会社が随時定めるその他の日をいいます。
ご購入(お申込)代金	日本における約定日(日本における販売会社が注文の成立を確認した日(通常、買付日の日本における3営業日後))から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料をお支払ください。 (注)ご購入代金の支払いは、米ドルクラスについては米ドル貨または円貨により、円(ヘッジあり)クラスについては円貨によるものとし、米ドルクラスの購入代金が円貨で支払われる場合、米ドル貨との換算は、各申込みについての日本における約定日の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠して日本における販売会社が決定するレートによります。ただし、大口取引の場合におけるご購入代金の支払いは、米ドルクラスについては、米ドル貨のみによるものとし、詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。
お申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として、買付日の7営業日前の日の午後3時(日本時間)までとします。上記時刻以降の申込みは、翌買付日の申込みとして取り扱われます。
ご換金(買戻)単位	10口以上10口単位
ご換金(買戻)価格	買戻日付の受益証券1口当たり純資産価格 (通常、関連する買戻日の日本における3営業日後に公表されます。) (注)「買戻日」とは、原則として、各暦月の第1および第3評価日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
ご換金(買戻)代金	買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日(通常、買戻日の日本における3営業日後)から起算して日本における4営業日目に行われます。 (注)買戻代金の支払いは、米ドルクラスについては米ドル貨または円貨により、円(ヘッジあり)クラスについては円貨によるものとし、米ドルクラスの買戻代金が円貨で行われる場合、米ドル貨との換算は、各買戻しについての日本における約定日の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠して日本における販売会社が決定するレートによります。ただし、大口取引の場合における買戻代金のお支払は、米ドルクラスについては、米ドル貨のみによるものとし、詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。
買戻請求締切時間	日本における買戻請求受付時間は、原則として、買戻日の7営業日前の日の午後3時(日本時間)までとします。
ご換金(買戻)制限	管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドが換金を制限もしくは限定する場合または買戻請求の履行を妨げるその他の状況が存在する場合、関連する買戻日に買い戻す受益証券の口数にかかる制約に対応する数に制限することができます。買い戻されなかった受益証券の買戻請求は、投資運用会社により決定される買戻日に繰り越されます。買戻しが制限されている期間中は追加の買戻しは行われません。 また、管理会社は投資運用会社と協議の上で、①純資産価格の計算が停止されている期間、②ファンドの投資対象等の価値またはファンドもしくはクラスの純資産価額を合理的もしくは公正に確定することができないと判断する場合、③マスター・ファンド純資産価額の計算、換金および/または換金代金の支払いが停止された場合、ならびに④受託会社と協議の上で適切であると判断した期間、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。買戻しが停止されている期間中はいかなる買戻しも行われません。 マスター・ファンドは、いずれかの取引日に受領した換金請求が、5,000万米ドルもしくはマスター・ファンドの純資産価額の30パーセント相当額のいずれか少ない方を超過する場合、または換金請求に応じるための資産の処分が合理的に実現可能ではないか、あるいは適切に実行できない場合、換金を停止することができます。マスター・ファンドは、換金の停止が解消されるまで換金を行いません。
ご購入・買戻し申込受付の停止	管理会社は、以下のいずれかの状況において、ファンドの受益証券のご購入もしくは買戻しを停止することができます。ならびに/または、買戻しの請求を行った投資者に対し、買戻代金の支払期間を延期することができます。 ①ファンドの投資対象の大部分が値付けされる主要な市場または証券取引所である市場または証券取引所が閉鎖(通常の日を除きます。)され、または取引が大幅に制限もしくは停止される期間 ②緊急事態により、管理会社もしくは投資運用会社によるまたはこれらのためのファンドの投資対象の処分が妨げられる期間

# 手続・手数料等

<p>ご購入・買戻し 申込受付の停止 (続き)</p>	<p>③ファンドの資産が投資される事業体に対する投資対象の純資産価額の計算または当該投資対象の買戻権利が停止される期間 ④ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所での時価を決定する際に通常使用される通信手段が故障している期間 ⑤ファンドの投資対象の取得または換金に伴う資金の送金ができない期間 ⑥管理会社または投資運用会社がファンドの信託財産を構成する資産の相当部分を換金することとなる事由(管理会社の絶対的な裁量により決定されます。)またはファンドを終了することとなる事由が発生した場合 ⑦極度の景気の悪化、戦争もしくはその他の緊急事態により、市場の流動性が低下し、これにより管理会社または投資運用会社が、ファンドの信託財産に属する資産の取引を行うことができないと管理会社が考える期間 ⑧管轄権を有する法域におけるいずれかの司法当局または行政当局の命令が下された場合 管理事務代行会社は、影響を受けるファンドの当該停止から7営業日以内に、買戻停止により影響を受ける全受益者に対し書面で停止およびその終了を通知するものとします。</p>
<p>信託期間</p>	<p>後記「償還」に記載される規定に従い早期終了する場合を除き、ファンドは、基本信託証書の日付より149年後に満了する期間が終了した場合に終了します。</p>
<p>償還</p>	<p>ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時に償還されます。 ①適用ある法律により要求される場合 ②管理会社による後任の販売会社が選任されないまま、受益証券の全販売会社が退任した場合 ③管理会社による後任の代行協会員が選任されないまま、ファンドの代行協会員が退任した場合 ④当初払込日から6か月以降の評価日において純資産価額が200万米ドルまたは販売会社と協議の上、管理会社および投資運用会社が決定するその他の金額を下回り、管理会社が投資運用会社と協議の上、受託会社への書面通知を行うことによりファンドの終了を決定した場合 ⑤ファンドを継続することまたは他の法域に移転することが違法となり、または受託会社または管理会社の意見によれば、実務的でなく、非経済的、不適切、もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 ⑥ファンドの発行済の受益証券がすべて買い戻された場合(任意買戻しによるかまたは強制買戻しによるかを問いません。) ⑦ファンドの受益者がファンド決議で決定した場合 ⑧受託会社および管理会社がファンドの解散に合意した場合 ⑨基本信託証書の日付に開始し、その日付より149年後に満了する期間が終了した場合 ⑩受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社につき強制もしくは任意清算が開始された場合において、受託会社または管理会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、受託会社または投資運用会社に受け入れ可能であつてかつ、受託会社の後任として受託会社の職務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合 ⑪管理会社が退任の意思を書面により通知した場合において、基本信託証書の規定に従って後任の管理会社が60日以内に任命されない場合</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年5月31日</p>
<p>収益分配</p>	<p>管理会社は、分配基準日(毎年11月の第2金曜日(当該日が営業日ではない場合は、翌営業日)および/または管理会社が定めるその他の日をいいます。)時点の各受益者に対して管理会社が決定する金額で分配を行うことができます。 ただし、分配金が支払われるとの保証はなく、分配金が支払われた場合であっても、将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、以前の分配金と同額が支払われるとの保証はありません。</p>
<p>信託金の限度額</p>	<p>ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの計算期間終了後、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。</p>
<p>課税関係</p>	<p>課税上は、公募外国株式投資信託として取り扱われます。</p>
<p>その他</p>	<p>受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 <u>外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて</u> 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。</p>

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

ご購入(お申込)手数料	お申込手数料は、お申込口数に応じて以下のとおりとなっております。	
	お申込口数	お申込手数料率
	1万口未満	2.20%(税抜2.00%)
	1万口以上5万口未満	1.65%(税抜1.50%)
	5万口以上10万口未満	1.10%(税抜1.00%)
	10万口以上	0.55%(税抜0.50%)
(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。		
(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。		
ご購入(お申込)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。		
ご換金(買戻)手数料	買戻手数料は課されません。	

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### ファンドに係る報酬・費用等

ファンド証券の純資産価額に対して、**年率0.975%および年間31,000米ドル**ならびにその他の費用・手数料がファンドの資産より控除されます。  
さらにマスター・ファンドの報酬(年率0.81%(最低年間金額あり)およびその他報酬・手数料等)およびその他の費用がマスター・ファンドにおいて課されます(詳細は、「マスター・ファンドの報酬および費用」をご参照ください。)

#### (内訳)

手数料等	支払先	報酬料率	対価とする役務の内容	支払時期
管理報酬	管理会社	純資産価額の年率0.025%	ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務	各評価日に発生し かつ計算され、毎月 後払いされます。
管理事務代行報酬	管理事務 代行会社	年間12,000米ドル およびその他諸手 数料	ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、 信託財産の評価、純資産価額の計算、会計 書類作成およびこれらに付随する業務	
保管報酬	保管会社	年間9,000米ドル およびその他諸手 数料	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、 信託財産の決済およびこれらに付随する業務	
受託報酬	受託会社	年間10,000米ドル	ファンド信託財産の受託業務	
代行協会員報酬	代行協会員	純資産価額の年率 0.10%	目論見書、運用報告書等の販売会社への 送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表 およびこれらに付随する業務	
販売報酬	販売会社	純資産価額の年率 0.50%	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱 業務、運用報告書の交付等購入後の情報 提供業務およびこれらに付随する業務	
投資運用報酬	投資運用 会社	純資産価額の年率 0.35%	ファンドに対する投資運用業務	
その他の費用・ 手数料	設立費用、仲介手数料、その他の運営費用(監査人および法律顧問の報酬、保管料、適用法令に基づいて必要な報告書または書類を作成し、配布する費用等)がファンドにより支払われます。これらについては運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

### マスター・ファンドの報酬および費用

マスター・ファンド 投資運用会社報酬	マスター・ファンドの各クラスの純資産価額(マスター・ファンド投資運用報酬の控除前)の年率0.75% に相当する額
マスター・ファンド 管理事務代行報酬	マスター・ファンドの純資産価額の年率0.06% (最低報酬額は初年度が30,000米ドル、その後は年間60,000米ドルとします。)
その他の費用	保管報酬、取締役に対する報酬がマスター・ファンドから支払われるほか、設立費用、運営費用等の諸費用 がマスター・ファンドにより支払われます。

※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続・手数料等

## 税金

### <個人のお客様に適用される税制>

- 個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

### <法人のお客様に適用される税制>

- 法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)

- 上記は、2024年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



<メモ>

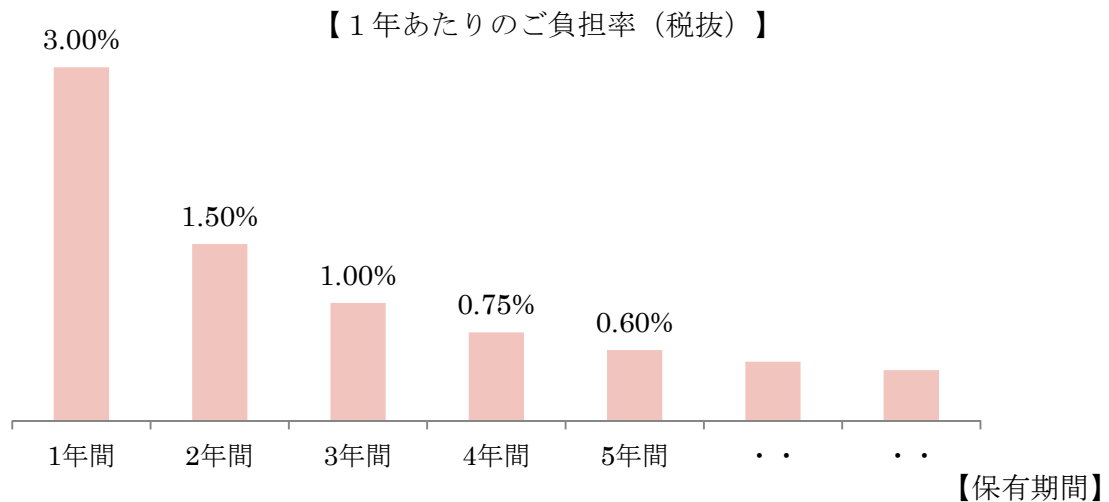
<メモ>

## お申込手数料に関するご説明

\* 当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくかずに、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0217,0218>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	オフショア・ストラテジー・ファンドー NKプレミアムCATボンド・ファンド(米ドルクラス/円(ヘッジあり)クラス)
手数料など 諸費用について	■申込時に直接ご負担いただく費用 申込手数料: <b>2.20%(税抜2.00%)を上限</b> に、お申込口数に応じて逓減料率を採用しております。 お申込手数料は、お申込金額(お申込口数×1口当たり純資産価格)に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料(税込)=お申込口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率(税込) 例えば、1口当たり純資産価格100.00米ドルの時に100口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込)=100口×100.00米ドル×2.20%=220.00米ドルとなり、合計10,220.00米ドルをお支払いいただくこととなります。 ■換金時に直接ご負担いただく費用 買戻手数料: 買戻手数料はありません。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。
ファンドに係る 金融商品取引契約 の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融 商品取引業の内容 及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年9月末現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

### ご留意点

- ・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金のお受取は、変更のお申し出のない限り、あらかじめ指定した円貨または外貨受取となります。なお、あらかじめ、外貨受取を指定しない場合は円貨受取となります。
- ・変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。

※ただし、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



SMBC日興証券

※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。  
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

(2024.03)